多賀町産後ケア事業のご案内

こんなお悩みありませんか？

利用できる方

多賀町に住所を有する、産後１歳未満のお母さん(流産や死産を含む)とその赤ちゃんで、産後の体調または育児に不安がある方
※母子ともに感染症状のない方、医療行為が必要ない方

ケアの内容

- 健康管理や授乳指導、乳房ケア
- 赤ちゃんの健康状態や発育発達のアドバイス
- 育児相談や指導
- 沐浴やスキンケアのアドバイス　等

宿泊型(ショートステイ型)

利用料

一般 6,000 円
非課税世帯０円

利用時間

１泊２日(午前 10 時～翌日 10 時)

利用上限

６泊まで

利用できる施設

- 市立長浜病院産前産後ステーション
  にじいろ(長浜市)
- 共同助産所　お産子の家(東近江市)

日帰り型(デイサービス型)

利用料

一般 3,000 円
非課税世帯０円

利用時間

１日(時間は施設によって異なる)

利用上限

７日まで

利用できる施設

- 市立長浜病院産前産後ステーション
  にじいろ(長浜市)　　９時～17 時
- 共同助産所　お産子の家(東近江市)
  10 時～18 時

居宅訪問型(アウトリーチ型)

利用料

一般 1,000 円、非課税世帯０円

利用時間

９時～17 時のうち２時間

利用上限

１回まで

利用できる施設

- 共同助産所お産子の家
  (東近江市)
- 川島母乳育児相談所
  (彦根市)

１子につき５回まで、
2,500 円
の割引が受けられます

利用の方法

利用申し込み

・多賀町福祉保健課で申請を受け付けています。来所または電話でご連絡ください。
・申請に必要なもの
多賀町産後ケア事業利用申請書兼同意書

利用の決定

・申請の結果、利用の決定について通知書をご自宅へ送付します。
・利用施設へ、持参するもの、注意事項などを相談してください。ご利用に際して不安なことや相談したいことがあれば、施設のスタッフへお伝えください。

産後ケアの利用

・サービスを利用します。利用料は施設に直接お支払いください。
・利用時に持参するもの
多賀町産後ケア事業利用承認通知書、母子健康手帳、そのほか、利用施設から案内があったもの。

施設連絡先
〇共同助産所　お産子の家
　０７４８－２５－０６００
〇市立長浜病院産前産後ステーションにじいろ
　０７４９－６８－２３００
〇川島母乳育児相談所
　０８０－３８５０－１６６０

注意事項：キャンセルや変更は利用施設が指定する日までに利用施設に連絡をしてください。これを過ぎてキャンセルや中止をした場合はキャンセル料が発生する場合があります。

産後ケア事業の手続きや子育てのご相談など、お気軽にご相談ください

多賀町福祉保健課
〒５２２－０３４１　犬上郡多賀町多賀 221 番地１
電話（０７４９）４８－８１１５　有線２－２０２１
メールアドレス　fukushi@town.taga.lg.jp